

○国土交通省告示第千二十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者が使用すべき運行記録計を定める告示を次のように定める。

令和五年十月十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一般貸切旅客自動車運送事業者が使用すべき運行記録計を定める告示

旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条第一項の告示で定める一般貸切旅客自動車運送事業者が使用すべき運行記録計は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）別添八十九「運行記録計の技術基準」第Ⅱ編若しくは第Ⅲ編の規定に適合し、又はこれと同等の性能を有すると認められるデジタル式運行記録計とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第八十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。